

ひとり親の方へのさまざまな支援制度があります

問合せ先 子育て支援課子育て支援担当

ひとり親の方への支援として、さまざまな制度があります。お困りごとに合わせて、各制度をご利用ください。それぞれ支給要件などがありますので、市ホームページをご確認の上、子育て支援課子育て支援担当にご相談ください。



市HPはこちら



たとえばこんな困りごと

こんな支援制度があります

- | | | |
|-----------------------------|---|---------------------------|
| こどもの養育費を補助してほしい | ➔ | 児童扶養手当⇒P12 |
| こどもの医療費を補助してほしい | ➔ | ひとり親家庭等医療費助成⇒P12 |
| こどもの就学・就職・結婚などで、一時的に資金が足りない | ➔ | 母子および父子並びに寡婦福祉資金 |
| 就職のために教育訓練を受けたい | ➔ | 自立支援教育訓練給付金⇒下記1 |
| 看護師や介護福祉士などの資格を取得したい | ➔ | 高等職業訓練促進給付金⇒下記2 |
| ひとり親の悩みや困りごとを気軽に話せる場が欲しい | ➔ | 鶴ヶ島市ひとり親福祉会、ひとり親家庭相談会⇒P20 |

1

自立支援教育訓練給付金

※ 必ず事前に相談が必要です

ひとり親家庭の親が、指定教育訓練講座を受講した場合、受講料の60%相当額(上限あり)を受講終了後に支給します。

対象者 市内在住で次の①から④までの条件をすべて満たしているひとり親家庭の方

- ①児童扶養手当受給者、または同等の所得水準の方
- ②20歳未満の児童を扶養している方
- ③過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方
- ④受講される講座が仕事に必要な方

申請までの流れ

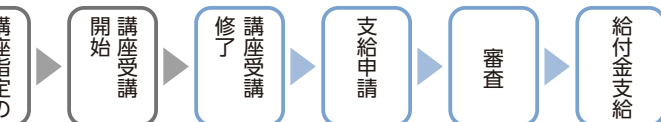


対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

支給金額 経費の60%相当額(支給上限20万円)

- 支給額が1万2000円を超える講座が対象
- 専門実践教育訓練給付金の指定教育講座を受講する方は[40万円×修業年数]が上限

給付金支給までの流れ



2

高等職業訓練促進給付金

※ 必ず事前に相談が必要です

ひとり親家庭の親が、資格取得のため1年以上(一部の場合6か月以上)養成機関で修業する場合に支給します。

対象者 市内在住で次の①から④までの条件をすべて満たしているひとり親家庭の方

- ①児童扶養手当受給者、または同等の所得水準の方
- ②20歳未満の児童を扶養している方
- ③就業または育児と、修業との両立が困難と認められる方
- ④過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方

対象資格 看護師(准看護師)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士などの国家資格、シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格などのデジタル分野などの民間資格

申請までの流れ



支給金額

- ①訓練促進給付金(修業期間中(上限48か月)に給付)
 - 毎月7万500円(市民税非課税世帯の場合は毎月10万円)
 - 最終学年在籍時は、毎月11万500円(市民税非課税世帯の場合は毎月14万円)
- ②修了支援金(養成機関を修了した際に給付)
 - 2万5000円(市民税非課税世帯の場合は5万円)

給付金支給までの流れ



「低所得者支援給付金」を支給します

問合せ 給付金コールセンター ☎049・298・5277

物価高に苦しむ低所得世帯（住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯および低所得者の子育て世帯）を支援するため、給付金を支給します。

対象 基準日（令和6年6月3日）において、世帯全員の令和6年度住民税が次のどれかに**新たに**該当することとなった世帯

- ・均等割非課税の世帯
- ・均等割のみ課税の世帯
- ・所得割非課税で、うち少なくとも一人が均等割のみ課税の世帯

※ いずれも世帯全員が課税者から税の扶養を受けている世帯を除きます

支給額

1世帯当たり10万円（1回限り）

子育て世帯（世帯員に18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯）
児童1人当たり5万円（1回限り）

受付方法 対象と思われる世帯に対し、8月上旬に「確認書」を送付します。同封の記入例を参考に、対象要件に合致することを確認の上、返信してください。

申請期間 8月上旬から11月15日（金）まで

その他

① 令和6年1月2日以降に複数回転入・転出し、上記の対象世帯に該当する世帯

市で税に関する情報を持っていないため申請が必要ですが、申請書はホームページからダウンロード（掲載は8月上旬頃から）していただくか、担当窓口で配付するものをご利用ください。なお、前住所地（令和6年1月1日現在）の非課税（課税）証明書を必ず添付してください。

※ 均等割、所得割の額が分かるもの

② 未申告の世帯（全員または一部の方）

非課税（課税）世帯であるか確認できないため通知は届きません。支給を希望する方は税務課で申告の上、①と同様に申請書で給付金の申請をしてください。

提出先 市役所2階給付金コールセンター



「調整給付金」を支給します

問合せ 給付金コールセンター ☎049・298・5277

令和6年度税制改正において行われる定額減税の対象者のうち、減税しきれないと見込まれる方に、調整給付金（定額減税補足給付金）を支給します。

対象

令和6年1月1日時点で鶴ヶ島市に住民登録があり、本人および配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される「定額減税可能額（※1）」が、「令和6年分推計所得税額（※2）」または「令和6年度住民税所得割額」を上回る納税義務者

※1 「定額減税可能額」とは

所得税分Ⅱ3万円×「減税対象人数（※3）」
住民税所得割分Ⅱ1万円×「減税対象人数（※3）」

※2 「令和6年分推計所得税額」とは

令和6年分の所得税額は、令和6年1月から12月までの所得に対して課税されますが、対象の方にいち早く給付金をお届けする観点から、令和6年度住民税の課税情報（令和5年中の所得状況など）をもとに令和6年分の所得税額を推計し、支給額を算定します。なお、令和6年分の所得税額の確定後、支給額に不足があると判明した場合は、令和7年度に追加で支給する予定です。

※3 「減税対象人数」（国外居住者を除く）とは

納税義務本人＋控除対象配偶者＋扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）

受付方法

対象と思われる方に対し、8月上旬に「確認書」を送付します。同封の記入例を参考に、支給額などを確認の上、返信してください。

支給額

次の①および②の合算額（合算額は万円単位で切り上げ）

①「所得税分定額減税可能額」から「令和6年分推計所得税額」を引いた額

②「住民税所得割分定額減税可能額」から「令和6年度住民税所得割額」を引いた額

申請期間

8月上旬から11月15日（金）まで

提出先 市役所2階給付金コールセンター

テレビなどの処分方法について

問合先 生活環境課環境推進担当



特定家庭用機器(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)については、ごみ集積所には出すことはできませんので、次の①②③のいずれかの方法で処分してください。

①買ったお店または、買い替えるお店へ相談し、処分する。

②自分で指定引き取り場所へ持ち込む。

- ・郵便局で「家電リサイクル券」を購入する(廃棄物1台につき「家電リサイクル券」は1枚)。
- ・指定引き取り場所(※1)に連絡し、搬入受付日時を確認し搬入する。

③業者へ引き取りに来てもらう



正しい処分方法で!

う(別途収集運搬料金を支払う)。

- ・②と同様に家電リサイクル券を購入する。
- ・特定家庭用機器取扱業者(※2)へ依頼する。

◆リサイクル料金

リサイクル料金は、メーカーや機種によって異なり、(一財)家電製品協会家電リサイクル券センターに電話☎0120・319640、またはホームページで確認できます。なお、郵便局にある備え付けの冊子「リサイクル料金一覧表」でも確認できます。

詳細はこちら



詳細はこちら

※1 指定引き取り場所(鶴ヶ島市から最寄り)(50音順)

業者名	住所	電話番号
東上通運(株)川越リサイクルセンター	川越市松郷886-9	☎049・272・7750
日本通運(株)川越事業所	川越市南大塚6-37-3	☎049・249・0201

※2 特定家庭用機器取扱業者(50音順)

業者名	住所	電話番号
加藤商事(株)	川越市上寺山4-1	☎049・222・5957
クリーンシステム(株)	鶴ヶ島市高倉1217-5	☎049・287・2203
(株)クリーンネス藤原	日高市田波目581-3	☎042・978・9151
(有)興伸	川越市安比奈新田263-3	☎049・232・0694
(株)坂戸公衛社	坂戸市中富町1-12	☎049・281・0435
笹沼商事(株)	坂戸市花影町7-7	☎049・281・4420
(株)シマザキ	川越市府川91	☎049・222・4474
(有)城西紙業	毛呂山町下川原886-1	☎049・295・2046
(有)正和清掃社	坂戸市八幡1-3-42	☎049・281・1678
太盛運輸(有)	川越市岸町3-19-5	☎049・242・1168
毛呂山清掃(株)	毛呂山町大類522-1	☎049・294・0459
(有)安川商事	毛呂山町前久保378	☎049・294・4411
山本商店	毛呂山町中央3-37-23	☎049・295・0435

競争入札参加資格審査申請の受付

問合せ先 財政課契約担当

パソコンの処分方法について

問合せ先 生活環境課環境推進担当

【新規申請】
申請期間 8月26日(月)～9月13日(金)
申請方法 申請書類を事業者申請ポータルにアップロードする。
 ※ 郵送で提出する場合、受付最終日までの消印有効
 ※ 詳細は、埼玉県ホームページから

【更新申請】
申請期間 9月17日(火)～11月22日(金)
 ア 建設工事のみ申請する場合
 イ 前記ア以外の場合
申請方法 「競争入札参加資格申請受付システム」で電子申請するとともに、申請書類を事業者申請ポータルにアップロードする。
 ※ 郵送で提出する場合、受付最終日までの消印有効
 ※ 詳細は、埼玉県ホームページから
 ※ 入札参加資格の有効期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日
 ※ 物品・その他の受付は、12月を予定しています



詳細はこちら

パソコンは、ごみ集積所に出すことができません。また、分解して川角リサイクルプラザに持ち込んでも、受け入れはできません。パソコンの処分については、各メーカーの窓口に依頼するか、メーカーが不明の場合は「(一社)パソコン3R推進協会 ☎03・5282・7685」にご連絡

ください。
 また、市では年に一度パソコンの無料回収を行っています。今年度は1月に実施予定です。ので、持込みが可能な場合はご活用ください。



詳細はこちら

教育委員会の各審議会の委員募集

問合せ先 生涯学習スポーツ課社会教育担当

ふるさと納税返礼品のパートナー企業を募集しています

問合せ先 産業振興課商工労政担当

市民参加の教育や教育行政を推進するため、審議会の委員を募集します。
職務内容
 ① 社会教育委員 社会教育に関する諸計画の立案に関することなど
 ② 図書館協議会 図書館の運営に関して審議することなど
任期 10月1日～令和8年9月30日
募集人員 若干名
委員の報酬 「非常勤職員」の報酬および費用弁償に関する条例に基づいて支給します。
応募方法 8月19日(月)17時

返礼品は商品だけでなく、鶴ヶ島に来て体験をする「サービス提供型」の返礼品を用意しています。ふるさと納税記念品として紹介することにより、全国的なPRを行うことができます。
返礼品提供事業者の要件
 ・ 市内に事業所などが所在していること
 ・ 商品については市の品位を損なうおそれがないこと など
提供いただく返礼品の基準

市民参加の教育や教育行政を推進するため、審議会の委員を募集します。
職務内容
 ① 社会教育委員 社会教育に関する諸計画の立案に関することなど
 ② 図書館協議会 図書館の運営に関して審議することなど
任期 10月1日～令和8年9月30日
募集人員 若干名
委員の報酬 「非常勤職員」の報酬および費用弁償に関する条例に基づいて支給します。
応募方法 8月19日(月)17時

・ 総務省では、ふるさと納税記念品に係る基準を設けています。記念品としてお申込みいただく際は、必ず基準を満たすようお願いいたします。
【地場産品基準】
 ・ 市内において返礼品などの原材料の主要な部分が生産されたもの
 ・ 市内において返礼品などの製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの など

ひとり親家庭への医療費助成・手当について

問合先 こども支援課子育て支援担当

ひとり親家庭などを対象に、ひとり親家庭等医療費助成制度や、児童扶養手当の制度があります。

対象 対象児童の属する、ひとり親家庭または準ずる家族（所得制限あり）

期間 対象児童が18歳に達した日の属する年度の3月31日まで（一定の障害がある場合は20歳未満）

ひとり親家庭等医療費
ひとり親家庭などの保険診療の一部負担金を助成します（医療保険加入者が対象）。

児童扶養手当
こどもの人数や所得などに応じた手当を支給します。

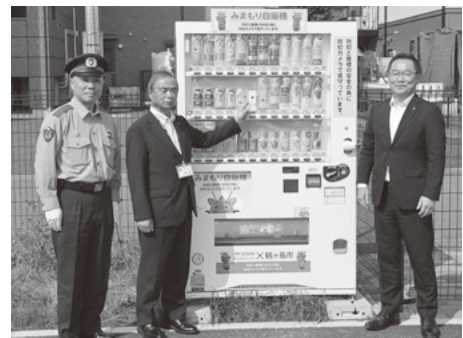
児童扶養手当の現況届を提出してください
児童扶養手当の認定を受けている方（手当支給停止中の方を含む）は、現況届の提出が必要です。
手続きが必要な方には案内を送付しますので、記載されている必要書類を持参の上、8月中にこども支援課窓口にお越しください。

防犯活動に関する協定を締結しました

問合先 生活環境課交通安全・防犯担当

7月3日、キリンビバレッジ株式会社、西入間警察署および鶴ヶ島市は、犯罪から地域住民を守り、安全で安心なまちづくりを三者で協力して進めるため、「防犯活動に関する協定」を締結しました。

本協定による取組として、キリンビバレッジ株式会社が開発した防犯カメラ付きの自動販売機「みまもり自動販売機」をわかばハンカチノキ公園へ設置し、運用を開始しました。



鶴ヶ島市職員募集

問合先 人事課人事担当

市では、令和7年4月1日付けで採用予定の市職員の採用試験を行います。

採用職種
〔一般行政職〕事務、学芸員、障害者対象
〔保育士〕

採用人数
一般行政職 合計13人程度、
保育士 若干名

受験資格 市ホームページをご覧ください。

第1次試験日 9月22日(祝)

※ 採用試験案内は市役所で配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることができ、ページからダウンロードすることができます。



HPはこちら

ページからダウンロードすることができ、ページからダウンロードすることができます。

申込期限 8月9日(金)まで

都市計画変更案の縦覧を行います

問合先 都市計画課都市計画担当

圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側地区にかかる坂戸都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画変更案の縦覧を行います。

縦覧
期間 8月27日(火)～9月9日(月)8時30分～17時15分(平日のみ)

場所 都市計画課

内容 地区計画、防火地域および準防火地域の変更

意見書の提出



対象 市内に住所を有する方および利害関係のある方

提出期限 9月9日(月)(必着)

提出方法
縦覧場所にある様式に必要な事項を記入の上、持参または郵送(必着)で、〒350-1229 2都市計画課(住所不要)に提出してください。

特別児童扶養手当の所得状況届について

問合せ 障害者福祉課障害者福祉担当

特別児童扶養手当を受給している方は、8月中に所得状況届の提出が必要です。
この届は、引き続き手当の支給要件に該当しているかを確認するものです。提出がない場合は、8月分以降の手当を受給できませんので、必ず提出してください。なお、支給停止中の方も必ず提出してください。

手続きが必要な方には案内を送付しますので、記載されている必要書類を持参の上、



障害者福祉課の窓口にお越しいただくか、郵送(〒350-1229 2住所不要)での提出をお願いします。

提出期限 8月30日(金)必着

交通事故被害者のご家族への援護金について

問合せ 生活環境課交通安全・防犯担当

給付対象者
令和5年4月1日以降、交通遺児など(※)となった県内在住の18歳以下の方
※ 18歳以下で、保護者(一方または双方)が交通事故陸海空すべての交通事故が対象)により、死亡または重い障害を負った方

給付額 こども1人につき10万円(1回のみ)

給付時期 令和6年11月または令和7年5月

申請方法 市役所や学校などで配布する申請書にご記入の上、期限までにみずほ信託銀行浦和支店(〒330-1006 さいたま市浦和区高砂2-12-10) ☎048・822・0191まで郵送またはご持参ください。

申請期限 令和6年11月給付分は令和6年8月30日まで、令和7年5月給付分は令和7年2月28日まで

問合せ先
埼玉県交通安全対策協議会 ☎048・825・2011、埼玉県民生活部防犯・交通安全課 ☎048・830・2955

坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員募集

問合せ 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 ☎049・283・1957

職種
事務職・技術職(土木・電気・化学)
※ 障がい者枠あり

採用予定人数
・事務職 若干名
・技術職(土木・電気・化学) 3名程度

事務職(障がい者)、技術職(土木・電気・化学)(障がい者) 合わせて1名

第一次試験日 9月29日(日)
筆記試験(SPI3)

受付期間
8月1日(木)～8月30日(金)郵送または持参

※ 必着。ただし、土・日曜日および祝日は除く

受付時間 8時30分～17時(12時～13時は除く)

受験資格
●事務職
・大学を卒業または令和7年3月までに卒業見込みで、平成4年4月2日以降に生まれた方
・短期大学を卒業または令和7年3月までに卒業見込みで、平成6年4月2日以降に生まれた方
・高校を卒業または令和7年3月までに卒業見込みで、平成8年4月2日以降に生まれた方

●技術職(土木・電気・化学)
事務職の要件(学歴・年齢)を満たし、なおかつ次のいずれかに該当する方
①土木・電気・化学に関する課程を履修した方
②民間企業などにおいて特定の職務経験が3年以上の方
③指定の資格を有している方

●障がい者枠
一般枠と同じ職種、受験資格で障がい者枠1名を募集しています。

※ 詳しくは、坂戸、鶴ヶ島水道企業団総務課で配布する募集案内または水道企業団ホームページをご覧ください。また、試験申込書・受験票は水道企業団ホームページからダウンロードできます



HPはこちら

さかつるちゃん